

八戸市再生可能エネルギー促進区域等の設定に向けたゾーニング業務仕様書

1 業務名称

八戸市再生可能エネルギー促進区域等の設定に向けたゾーニング業務

2 業務の目的

本業務は、市内における再生可能エネルギーの導入を促進し、その最大限の活用を図るため、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に向けて、区域の法的規制の有無等についての既存情報の収集・整理やゾーニングマップの作成、マップに対する意見聴取等を行い、今後の地域との円滑な合意形成に活用することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月17日（水）まで

4 委託場所

八戸市内

5 対象とする再生可能エネルギー

太陽光発電（土地系）、風力発電

※住民や事業者の提案等を踏まえ、必要に応じて、太陽光発電（建物系）やその他の再エネについても対象とすることを検討するものとする。

6 業務の内容

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」や「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（以下、県共生条例という。）」等の各種条例、ガイドラインに基づき適切な方法で行うこと。

(1) 既存情報の収集・整理

地域資源の最大限活用に向けたゾーニングを行う上で必要な地域の自然的、経済的、社会的条件等について、REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）やEADAS（環境アセスメントデータベース）、既往文献・資料等から情報の収集・整理を行う。

(2) 追加的な調査の実施

主要眺望点・主要道路からの景観、動植物の生息地・生育地、道路・送電線網等のインフラ状況などゾーニングに係わる重点事項について、文献調査や現地踏査等の追加調査を行う。

(3) 意見聴取等の実施

① 八戸市再生可能エネルギー検討会議

ゾーニングのエリアを設定するにあたり、地域住民や有識者等で構成する会議体において、意見を聴取する必要があることから、「八戸市再生可能エネルギー検討会議」における内容説明や使用資料の作成等を支援し、会議運営の補助を行う。

② 有識者・関連団体へのヒアリング

既存資料では把握が困難な意見・情報をゾーニングに反映させるため、関係機関等への個別ヒアリングを実施する。

③ パブリックコメント

ゾーニングマップの作成方針や調査結果、エリア設定等について、市民や事業者等から幅広く意見を収集するため、パブリックコメントを実施する。

(4) ゾーニングマップの作成

① 区域の名称・定義の設定

基礎情報の収集・整理や追加的な調査の結果から、本ゾーニング事業における区域の名称や定義を検討する。区域は県共生条例を参考に、保護地域、保全地域、調整地域、共生区域（促進区域の指定候補）の4区分とし、定義付けを行い、ゾーニング条件を設定する。

② 区域設定の条件整理

ゾーニングマップの作成のため、各区域設定のもととなる情報を整理する。また、各情報の区域条件について、国や青森県が定める環境配慮基準や、県共生条例に基づき設定する。

③ 区域設定（ゾーニングマップの作成）

GIS（地理情報システム）のデータ上において収集した情報を取りまとめ、各区域設定の条件に基づき、ゾーニングを再エネ種別ごとに行う。ゾーニング結果は、第2次八戸市地球温暖化対策実行計画区域施策編と照らし合わせることで、計画の妥当性を検証しつつ、計画とゾーニング結果の差異が大きい場合には、区域設定の見直しを検討する。

④ 留意事項の整理

ゾーニングによって示された各区域について、設定の根拠、特徴、導入課題、留意すべき点等を整理する。留意すべき事項については、ゾーニングマップ公開後に、再エネ発電事業者等が、本市に再エネ事業を検討・計画するにあたり、参考となる情報を整理する。

(5) 打合せ

本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。

(6) 報告書の作成

上記の内容を取りまとめ、ゾーニングマップを含めた業務報告書を作成するとともに、業務報告書の概要版を作成する。

7 成果品

(1) 本業務の成果品は以下のとおりとし、委託者へ提出することとする。

- ① 報告書 2部
- ② 報告書（概要版） 2部
- ③ 報告書（市ホームページ公開用） 2部
- ④ その他関連資料 2部
- ⑤ 上記（①～④）電子データ（CD-R等）一式

(2) 電子データの仕様等については以下のとおりとする。

- ① Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。
- ② 文書等のデータについては「PDF ファイル形式」のほか、Word、Excel、PowerPoint 等、加工のできる元データについても収録すること。
- ③ 地図等のデータについては「PDF ファイル形式」のほか、GIS データを収録すること。

(3) 受託者は成果品の引渡しにあつては期限を遵守し、かつ、委託者の検査を受けなければならない。

- (4) 検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において、所要の訂正又は修正を行わなければならない。

8 業務実施体制

- (1) 本業務の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 本業務の企画運営スケジュールの管理を適切に行うこと。
- (3) 本業務の実施に際しては、委託者との十分な協議のもとに進めること。
- (4) 本仕様書に記載されていない内容については、委託者との協議のうえ定める。

9 その他

- (1) 本業務の成果品について、一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は完了検査をもってすべて委託者に移転する。
- (2) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決するに要する一切の費用を含む）において解決すること。
- (6) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (7) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び委託者から貸与を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
- (8) 受託者は本業務の全てを第三者へ委託、また請け負わせることができない。
- (9) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保期間を契約満了後 1 年間とする。
- (10) 八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年条例第 8 号)を遵守し、委託者が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。